

回疆の社会経済文書について

—— チャガタイ語文書の紹介を中心として ——

堀 直

はじめに

回疆とは17世紀中葉の清朝の中央アジア進出以降から、19世紀末の新疆省の成立までの約100余年間、現在の中国のウイグル自治区の南部（南疆）を示した、時限的な地域の漢語の名である。そして、それは回部と同義であり、東トルキスタンとほぼ重なる。

内陸アジアの歴史の上では、この時期の地域社会はテュルク＝イスラーム世界の一部でありながら、マンジュ族の中華帝国たる清の支配の下にあった点に特徴がある。

本稿は、回疆の歴史研究に利用可能な史料の紹介を、チャガタイ語文書を中心に、社会・経済史に関する事象に限定しておこなうことを目的としている。

I 回疆の社会・経済史研究の現状 —— 史料的条件から ——

1 漢籍史料の現状

回疆の属する中央アジア史研究の中で、清朝統治の時代の特色を史料条件の上から見れば、他の時代に比べて、膨大な量の漢文史料が残されており、王朝の性格を反映したマンジュ語史料が存在することである。

まず漢籍史料について言えば、清朝の終焉が、歴代王朝の公文書廃棄の機会でもある、宮殿への焼き討ちなどのない政権交代（辛亥革命）であり、そしてそれが1911年という近代歴史学の影響がおよんでいた時代のできごとであったがために、多くの公文書が歴史史料として、今に伝わることになった。

そもそも20世紀まで存続し中華帝国史上で最大の版図を領した清は、歴代皇帝の活動記録たる『起居注』『実録』類と、十指を超える軍事活動報告『方略』および辺境の地誌や臣従した王侯らの系譜など、多数の文献を公刊した。そのほとんどを現在の我々は参照できるわけで、それらの内に散見する社会経済関係の記録だけでも相当の量になる。これらに加えて、档案・奏摺などと総称される書写文書も清帝国の場合、大量に残されている。

1930年代の部分的な整理・公刊にはじまる、この档案・奏摺の公開は、1970年代台湾の故宮所蔵文書から体系的・網羅的に開始され、帝国中央の档案・奏摺の最大の点数を擁する

北京の故宮の文書の公開が80年代に始まった。両故宮とも現在では基本的に全ての文書の整理は完了し、その公開（閲覧・マイクロ化を含む公刊）が実現し、同じ傾向が地方官庁の文書類に及びつつある。

その数量は北京の第一歴史档案馆の文書のみでも千万以上にもなり、個人での調査・発掘の物理的限界をこえている。今後は、組織的な分担作業による精密な整理・分類に期待するしかないが、既成の大まかな分類によっても当該のテーマの一次史料へのアクセスは可能となっている。ただし、間接統治を基本とした回疆での社会・経済の状況については、制度の枠組み以上の情報は漢籍に期待できないのも事実である。

漢籍史料では唯一、回疆（および後代の新疆省）の経済的数値を纏めた文書群として、第一歴史档案馆にて公開されているものに『清代糧価清單』の当該部分がある。この題目で整理された文書中で「烏魯木齐（ウルムチ）糧価単」「新疆糧価単」はそれぞれウルムチ都統と新疆巡撫の任にあった者が、治下の毎月の各種の糧の値段の変動を報告した記録である。前者は乾隆42（1777）年から同治2（1863）年までの69年分（約18年分が欠ける）、管轄する4庁9県の小麦・豌豆・粟米・青稞・糜谷・高粱の6種の糧穀の時価を列挙した月例報告が合冊されている。後者も同様に、新疆省設置以降の光緒12（1886）年から宣統3（1911）年までの23年分（3年分欠）、全新疆の27地方の10種（先の6種に大米・黄豆・包谷・大麦を加えた）の毎月の糧価調査の報告綴りである。前後90余年、総計1,004月分の大部な記録であり、各地の諸品種の比較からは回疆経済史のいささかの参考にはなる。しかし漢籍史料の数値は、実体よりも理念を伝える傾向のあることや、明らかな統計操作の痕跡もみられ、後に掲げる売買契約などから知りうる物価との対照や検証を経て、初めて史料となるのであって、現時点では直接に利用できる段階ではない。

2 マンジュ語史料

清朝の初期あるいは辺境統治の実体の解明にマンジュ語史料の利用が不可欠であることは、今では常識に属している。回疆を含む新疆研究においても、主体的な力量と環境条件の整備が整い、マンジュ語史料の利用が急速に進展している。

前節にて言及した北京の第一歴史档案馆に残されているマンジュ語の文書中、漢地（China the proper）以外の「辺境」に関する档案・奏摺は整理が完了し、目録が刊行され（中国第一歴史档案馆等編『清代辺疆満文档案目録』全12巻 桂林（広西師範大学出版社）1999）、閲覧が自由にできるようになっている。

これらのうちで新疆関連の文書は、上記の目録の半分6冊を占め、総数では63,682件[呉 2000: 93]に及ぶという。漢籍以上に具体的かつ詳細な情報の山が眼前に提供されることになった。

そしてマンジュ語史料への注目は、日本国内に所蔵されている新疆に関するマンジュ語史料の検証を促し、東洋文庫・天理大学などの代表的なコレクションのみならず、個人の所蔵

文書にも及びつつある [堀 2001]。

今後はマンジュ語からみた回疆史の可能性にも配慮が必要であることを、改めて確認しておきたい。

3 現地史料の地位

これまで述べたように漢語・マンジュ語の史料が如何に膨大なものであっても、所詮は統治上の官製文献であり、歴史研究の基本である一次史料の優先原則からしても、当事者の片方の側のものにすぎない。それではもう一方の当事者、現地のテュルキーたちの記録はどのような状況にあるのかと言えば、これはほとんど手つかずといっても過言ではないのが実状である。

それでも最近では、濱田正美氏などの活躍¹⁾ [濱田 1983] によって史書 (Tarikh) 類の利用の途は拓かれつつあるし、後述する三菱科研の成果として、かなりの量の回疆に関する写本のコピーを参照できるようにはなっている。しかしながら、これらはあくまで編纂書籍の閲覧が開始された段階にすぎず、社会・経済史的研究に不可欠な契約文書などの文書レベルでは「手つかず」を繰り返さざるをえない。

その原因のひとつは、当該地の歴史研究に現地文書を導入したヨーロッパの研究者たちにとって、18-19世紀の回疆の文書類は同時代のありふれたムスリム文書として、調査対象から抜け落ちていたことにある。この結果、ムスリム文書では極めて古い11世紀の「ヤルカンド文書」19点や [Huart 1914; Erdal 1984; Gronke 1986]、いわゆる中世ウイグル文書は²⁾ [山田ほか 1993]、言語・宗教そして歴史の研究史料として、世界的に整理・公開そして研究が進められている。にもかかわらず、後代の回疆での一枚ものの現地作成文書の紹介と公開は、ボロフコフのワクフ文書の1点が確認されるだけなのである。

とてもまっとうな史料の環境にあるとは思えない。清朝公文書の量が莫大であればあるほど、そのリアリティを検証するための対照的な根拠としての現地文書の重要性は増大すると筆者は考える。

4 回疆文書の周辺

公刊された回疆文書は1点にすぎないが、時代と地域をやや拡げてみてみれば、いささかの文書研究は存在する。まず1870年代、当時この地に成立していたヤクープ=ベク政権と接触したR. ショウは、言語資料の事例として、離縁・離婚の財産分与へのファトヴァー・パスポートの3点の東テュルキー文書をアラブ文字の活字で紹介した [Shaw 1875]。

同じく言語および「法律文書」の資料としてG. ラケットも、1908年頃ヤルカンドのバ

1) 濱田 1983 を代表とする。

2) 山田 1993 が歴史文書研究の代表である。

ザールで入手した債務契約の形をした冗談文書を活字で公開した [Raquette 1909: 46-47]。

ラケットは、時代を遡るホージャ期の文書7点も将来しており（現在では Jarring Collection ——後掲——文書として閲覧できる）、いくつかの関連研究が発表されている。[Raquette 1930; Giese & Raquette 1931; 澤田 1982; 濱田 1991]

最近までの東トルキスタンの文書の紹介は以上でできていたのである。

II 近年の回疆文書の公開

1 現地（中国）からの情報公開

回疆に関する現地文書の大部分が現在でも中国に保管されていることは言うまでもない。ところが刊本文献を主と戴き、筆記文書には野鄙陋劣な従の地位しか与えない、漢字文明の伝統はなかなか現地文書の公開には踏み込んでこなかった。また宗教を封建遺制とみなす社会主義の中国では、宗教関係文書はネガティブに封印され「教育的」な事例として、ヤクーブ=ベク政権期の1点を含む、4点の「売身契約」が漢訳で紹介されただけであった（『維吾尔族社会歴史調査』ウルムチ 1984, p. 54 ——以降、維社歴——）。

ところが1990年代に入って、部分的なファクシミリや写真での文書の紹介が公刊されるようになり、清代の東テュルキー文書の59点（1点のファクシミリ付き）を内容を要約して紹介した陳国光「関于清代新疆伊斯蘭教民法問題——契約文書探討」（『西域研究』92-2 pp. 34-44 ——以降、陳——）を皮切りに、民国期をも含む4点のワクフ文書の漢訳 [李 1994], 回疆文書1点を含め4点のファクシミリ版 (Ablimit Ähmät 『Chaghatay Tilidin Asas』 Ürümqi 1996, pp. 385-391 ——以降, Ablimit——) などが続いた。そして A. H. 1187 年から 1368 (西暦 1949) 年に至る間に属する 314 点の「契約」文書の漢訳を納めた、王守礼・李進新編『新疆維吾尔族契約文書資料選編 (英文名 Collection of Contractual documents of Uighur in Xinjiang 付き)』ウルムチ (新疆社会科学院宗教研究所) 1994 が公刊された。最後の書は全文書に統一番号をつけ、文書中の紀年を西暦に換算して編年しており、全 191 頁 (別に解題 12 頁・目次 13 頁を付す) からなり、回疆文書 28 点が含まれている。これを以降は、王・李と略し、「文書 No.」を省略して表記する。

その後、A. H. 1223 年 Rabi' al-akhir 月 12 日のヤルカンドでのワクフ設定文書らしき部分的な写真（『中国新疆地区伊斯蘭教史』ウルムチ 2000 巻1 図版——以降、伊斯蘭——）や、A. H. 1339 年 Jumādā al-thāni 月 18 日のイリ (クルジア) 市内の家屋売買文書の写真 [牛 1997: 付図] などが出ており、新しい時期の文書は最近では現地の土産品店で売り出されているようである。是非、系統的な保管と記録を残して置いて欲しいものである。

2 周辺からのアプローチ

以前から近現代文書のコレクションとしてスウェーデンの Lund 大学中央図書館の G.

Jarring Collection は名を知られていた。90年代にはいって、編纂書以外の文書にも調査が行われるようになり [新免 1996]、筆者も短期間ながら現物の調査の機会をえた。

また先行・隣接する西トルキスタンの文書については、[久保 1996] のような総括的な紹介がおこなわれ、個別文書の研究が進捗中である。そして回疆文書とほぼ時代が重なる1,700点余のヒヴェ＝ハーン国の文書群 [堀川 1993] の整理が完了し、近々に目録ともども公開予定と聞く。比較検討の資料として大いに期待されるところである。

3 回疆文書の現状

1996 - 99年の間、三菱財団の助成で新免康氏を中心に進められた「東トルキスタン歴史文献に関する基礎的研究」は、多くの文献コピーを我が国に将来した。これらの大半は歴史書の類であるが、先に挙げたルント大学のヤリング＝コレクションとドイツのハルトマン＝コレクションについては、菅原純氏の努力によって一枚ものの文書類もかなりの点数を参照することができるようになった。また近々ロシアのサンクトペテルブルグの文書類も、東京の東洋文庫で閲覧に供されることになっている。

以上に紹介した動向の結果、漢訳で内容の梗概を知りうるものも含めて、現在のところ40点の回疆期の文書を参照できることになっている。それらを簡単に掲示すれば以下のとおりである。

	日付	A. H.	作成地：筆頭当事者	文書内容	出典
①	1187.	8.22.	? : アルガジー＝ベク	ワクフ設定	王・李：1
②	1215.	— . 3.	ヤルカンド：シラム＝バイ	ワクフ契約訴訟	王・李：2
③	1222.	5.27.	クチャ：ホジャ＝ナスル＝ホジャら	土地売買	王・李：3
④	1223.	Rabi' al-ākhir .12.	ヤルカンド：ユーヌス＝ベク	ワクフ設定(?)	伊 斯 蘭
⑤	1227.	Rajab. 2.	カシュガル：ハジチャ	ワクフ設定	Borovkov
⑥	1230.	3.24.	ヤルカンド：ムッラー＝ニヤズら	ワクフ設定	王・李：4
⑦	1232.	— . — .	カルガリック：ミズラプ＝シェイフ	ワクフ設定	王・李：5
⑧	1233.	Rabi' al-ākhir. 9.	ヤルカンド：ムッラー＝オスマン	ワクフ設定	Jarring : 457
⑨	1235.	3.16.	ヤルカンド：イスファンデヤル	ワクフ設定	王・李：6
⑩	1238.	Ashur. 27.	ヤルカンド：ムッラー＝アブヅラーら	土地売買	Jarring : 459
⑪	1239.	10. 1.	ヤルカンド：ムッラー＝ロージイら	土地売買訴訟	王・李：7
⑫	1242.	Īd-i qurban. 6.	カシュガル：バーイ＝ホジャ	遺産譲渡	Hartmann : 1
⑬	1242.	Īd-i qurban. 8.	カシュガル：チリマ＝ブヴィら	家屋売買	Hartmann : 3
⑭	1244.	2. 4.	ヤルカンド：トルディ	ワクフ設定	王・李：8
⑮	1246.	1. 12.	ホタン：アブドレシド＝ムッラー	奴隷売買	維社歴：2
⑯	1247.	8. 17.	ヤルカンド：ドラトジャンら(代理人)	土地売買	王・李：9
⑰	1248.	1. 26.	ヤルカンド：サムサック＝スフィ	土地売買	王・李：10

⑮	1249.	10. 6.	ヤルカンド：チョルパン＝ビビ	土地売買	王・李：11
⑯	1249.	12. 20.	ヤルカンド：チョルパン＝ビビら	遺産相続訴訟	王・李：12
⑰	1252.	10. 2.	?: ライリ＝ビビ	ワクフ設定	王・李：13
⑱	1253.	- . 10.	?: ムッラー＝アブドラール	遺児らの職の世襲確認	王・李：14
㉑	1253.	3. 27.	?: ルグア＝アイレら	負債遺産訴訟	王・李：15
㉒	1253.	Ramaḍān. 14.	カルガリック：ムッラー＝カンジ＝アワリシンら	ワクフ設定	王・李：16
㉓	1254.	‘Īd-i qurban. 8.	ヤルカンド：ムッラー＝ロージィ	土地売買	王・李：17
㉔	1254.	6. 4.	?: タリィ＝ビビ	ワクフ設定	王・李：18
㉕	1256.	6. 9.	ホタン：—	奴隷売買	維社歴：3
㉖	1256.	- . 10.	?: トルディ＝ニヤズ＝トフティの子	土地売買	王・李：19
㉗	1258.	Rabī’ al-awwal. 23.	?: クトゥルク＝バキール＝ホジャら	遺産相続訴訟	Hartmann：4
㉘	1259.	2. 22.	ヤルカンド：ムッラー＝タリィ	土地売買	王・李：20
㉙	1259.	5. 3.	?: ムッラー＝タリィ	債務訴訟	王・李：21 & 陳
㉚	1260.	3. 7.	?: クルバン＝マメット	市内家屋にワクフ設定	王・李：22
㉛	1263.	1. 9.	ホタン：アブド＝ラスル	奴隷売買	維社歴：1
㉜	1264.	Jamādā al-awwal. 29.	カシュガル：ユスフ＝ホジャ	家屋売買	Hartmann：1
㉝	1266.	‘Ashur. 20.	ヤルカンド：ルジア＝ビビら	ワクフ設定	王・李：23
㉞	1266.	Shawwāl. 26.	?: ネシフト＝ホジャ＝アイラ	市内家屋売買	Ablimit：1
㉟	1267.	‘Īd-i roji. 10.	?: ブヴィ＝サキナ	ワクフ確認	王・李：24
㊱	1269.	5. 16.	ヤルカンド：ハーキム＝ベク宛	系図証明	王・李：25
㊲	1274.	5. 8.	?: ラワン＝バイら	遺児らの職の世襲確認	王・李：26
㊳	1274.	6. 24.	ヤルカンド：ヘイト＝ホジャ	ワクフ確認	王・李：27
㊴	1275.	5. 24.	?: ルスタム＝ホジャ	水車等売買	王・李：28

社会・経済問題に関わる文書という範疇の広がりからすれば、以前に筆者が公開した北京の第一歴史档案馆の3点のトルファン住民の上申・請願書〔堀 1999〕などを加えるべきかも知れない。実際に王・李は「契約文書」と題しながら、官庁への上申書の類を収めているし、後に紹介する Jarring Collection の民国期の文書群には、それらが含まれている。ただし、北京の回疆文書については、先掲のマングジュ語文書目録に添付された「回文（ペルシア語・チャガタイ語）」文書数十点を未調査のままに放置しているので、その完了時に改めて紹介することとし、やや無原則ながらここでは省略しておきたい。

4 漢訳文書の問題点

さて上記の文書群で約3分の2を占めるのが、王・李に納められた漢訳の文書である。これらの漢訳が、どのくらい正確に原文書の形式・内容を伝えているか、実ははなはだ心許ないところがある。

まずこれらの文書は1960年代に、新疆民族研究所宗教室（現在の新疆社会科学院宗教研究所）のスタッフが、南新疆の民族・宗教問題の調査の折りに、カシュガル新・旧城（喀什・疏附）・ヤルカンド（莎車）・カルガリック（葉城）・ホタン（和田）・ケリヤ（玉田）・チュルチェン（且末）等の各地で収集したものを、一度現代ウイグル語に翻訳して、改めて漢訳したものとされている〔王・季：序文，1-2〕。

年号の誤読などはないと信じたいが、月の表示に至っては不安が介在する。例えば前掲④の王・季17，ヤルカンドのムッラー＝ロージの土地売買文書の日付はA.H.1254年「庫爾班節第8日」とあり、「Īd-i qurban ayining sekkizinchi künī」の訳であろうと推察されるが、なぜこれだけが数字での月表示を欠き、日付けを序数で表するのかが不明である。

地名・人名の漢訳も統一があるとは思えない、例えば王・季6にはA.H.1253年に続いて、「以莎車県的計算法為猴年」とあり、原文は「Yarkand hisābida maymun yili」に違いない、当時「莎車県」なぞ存在するはずもなく、過剰な現代化であるし、王・季8文書の当事者は「教師吐爾地」は、「Tordi Khālfāt」だと思われるが、Khālfātを訳して、漢語として名前の前に置くなどは、論外である。また⑩王・季12文書の頭書の「提出先」の「毛拉大師県長伯克閣下」はHartmann 4に見える「Ḥaḍrat Sula Amban Taji Ḥākim Beg（散秩大臣タージ＝ハーキム＝ベク閣下）」と同一人であろう。ḤaḍratとAmbanを合わせて「閣下」でうけるのは、漢語訳としてさして問題はないが、マンジュ語の散秩（Sula）をMulla（毛拉）と誤読し、ハーキム＝ベクを「県長」とするのは歴史文書では、ほとんど改竄に近い。

具体的にもう一点、王・季の訳文の検証を続ける。実は王・季所収の314点の文書中で、ただ1点〔王・季：21〕は以前に写真が公刊されている〔陳：41〕。その写真からの筆者の積文（Transliteration）と翻訳案を、以下に掲げる。

この文書は陳の「図版説明」（p.41）では、「伊斯蘭教曆年1259年（公元1843年）6月3日毛拉塔里就其弟安尼瓦爾的工資和借出的錢款与阿卜拉海力三拜提達成的契約」，「清代新疆地区59件契約文書編目」のリストNo.19（p.42）では「1259年6月3日/1843年7月1日（道光廿三年六月四日）毛拉塔里就其弟安尼瓦爾的工資和借出的錢款与阿卜拉海力拜提達成的契約」として紹介されているもので、王・季21の目次（p.2）では、「毛拉塔里向阿卜拉海里排索要工錢和欠款事」とも要約されている。

a. 陳（p.41）の写真の転写

- 1) Tārikhqā ming ikki yūz āllik toqquz, Yarkand hisābida qoy yili, Jumādā al-ākhīr ayining
- 2) ūchī āzinā kūnī. Mulla Ṭalī' bu ṭariqada iqrār qildi-kim; Mulla 'Abdulla Khālfātning qas-hida
- 3) turup inim Mulla Aniwār bilān shāgird bolup oqup, ikki yil khidhmātni qilip
- 4) iduk. Hālan inim Mulla Aniwār qaḍā qildi. Mulla 'Abdulla Khālfātḡā ūjurā desām,
- 5) bergāli unamaydur. dep da'wā qilip, shari'at aldida, mukhaiyar sözlāshkänimizdä,
- 6) muḥkama-yi shar' Mulla 'Abdulla Khālfātdin Mulla Ṭalī' gä mutuwafi inisi Mulla Aniwār-

ing wārithlarighä

- 7) üjürä kelmäydu. Oqutup mulla qilip qoyubdur. dep amr bolup shar'an
- 8) üjürä da'wäsi bätül bolghandin keyin, yanä Mulla Ṭali' Mulla 'Abdulla Khälfätimdä
- 9) öy satqan on tänggä pulum bar. dep, Mulla 'Abdulla Khälfät häm iqrär bolup
- 10) on tänggä puligha bir yängi ishäk hisäb qilip berdi. Mulla Ṭali' bu ishäkni
- 11) on tänggä pulumning bädälidä riḍä bolup, bi-bäqī qolumghä aldim. Mulla 'Abdulla Khälfät-dä
- 12) khoh üjürä khoh pul hich ḥaqqī täälluqum qalmadi. Kulli juzwī da'wāyimdīn öttüm.
- 13) ba'd al-yawm, khoh män wä-yä mening awlādīmdīn här kim Mulla 'Abdulla Khälfätgä khoh üjürä
- 14) khoh pul här däm-dä da'wä qilsa, shar'-i sharīfidä bätül wä nāmasmū' bolsun dep öz
- 15) tilīmdīn muhr luq khaṭṭ berdim.

Ḥuḍḍār-i majlis. Mulla Ayup Khälfät • Mulla 'Abdḥaliq Khälfät • Ismayil Khoja

「4行目から6行目の右側に円形印」

「8行目から11行目の右側に上部に小さな突起を持つ円形印」

b. 訳文

ヘジラ暦で1259、Yarkand暦(ḥisāb)のヒツジの年Jumādā al-ākhir月3日の金曜日に、Mulla Ṭali'は次のように陳述(iqrār)をした。

すなわち、「(私は)Mulla 'Abdulla Khälfätの許にあって、我が弟Mulla Aniwärとともに弟子として学び、2年間仕事をしていた。現在私の弟Mulla Aniwärは死んでいる。私がMulla 'Abdulla Khälfätに労賃を求めたが、(彼は)支払いに同意しない」と主張して訴訟をおこし、法廷にて是非を論じあった結果、法廷が「Mulla 'Abdulla KhälfätにはMulla Ṭali'と、その弟故Mulla Aniwärの相続人たちへの債務は生じない。教えてMullaにしているから」と判決し、債務訴訟を却下した上で、

さらにMulla Ṭali'が「Mulla 'Abdulla Khälfät氏の手許の家を売った10 tänggäのお金は私のものである」と(訴えた件に)ては、Mulla 'Abdulla Khälfätも陳述して、10 tänggäの金銭に、一頭の若いロバを代償として譲渡した。Mulla Ṭali'は、このロバを10 tänggäの金銭の価値に均しいと納得して、不足なく自分の手に受け取った。Mulla 'Abdulla Khälfätには、債務でも金銭でも、いかなる権利も残っていない。(そのために)私は自分の訴訟の一部を完全に取下げた。これより後、私及び私の子孫たちの誰かが、Mulla 'Abdulla Khälfätに債務であれ借金であれ、いかなる様な訴訟を起こしても、聖なる法にては無効で聞き入れられぬものである、とての自分の言葉に沿った印章付きの証書を渡した。

立ち会いの証人：Mulla Ayup Khälfät • Mulla 'Abd Khaliq Khälfät • Isma'yil Khoja

c. 王・李 (p. 15 —文中の下線は固有名詞及び「sharī'at」の音訳・/は改行を示す—)

「 No. 021 文書 / 清 道光二十二年 1843年6月1日

具結人毛拉塔里。我和我弟弟毛拉安尼瓦爾，在阿卜拉海里 / 排 処念經併工作兩年，現在我弟弟去世了，我要工錢，阿卜拉海 / 里排 不給。我向協里葉 提上訴時，協里葉 提判決說：阿卜拉海里 / 排 把毛拉安尼瓦爾 教育培養成了毛拉，因此不付工錢。

此外，我提出阿卜拉海里排 還短我 10 塊銀元時，阿卜拉海 / 里排 承認此事，併把一頭公驢頂給了我。至此，我同阿卜拉海里 / 排的 錢財賬目已清，經濟官司已了結，今后，尚我或我身后之人 / 向阿卜拉海里排 鬧錢財糾紛，一律無效。

證明人：尤素夫海里排 / 哈里克海里排 等

伊斯蘭曆 1259 年（羊年）5 月 3 日 / （印章二枚）

以上の比較で判明するように、梗概は伝わるけれども、細部には省略や日付の記入位置を変えるなどの意図不明な変更もある。そして、このままの句読点の表記では、漢語（中国語）としても通用するのかが疑わしい程、文章が不自然である。他の文書の訳文も、正確な内容は把握できないものが多いけれども、ともかく 314 点ものチャガタイ文書の大略を知りうることで、現時点ではやはり参照に値する文献であるといえよう。

5 回疆期以降の現地文書

ここまで、筆者はやや頑なに東トルキスタンが回疆と呼ばれた、1759 年から 1864 年間の時期に拘ってきた。これは、政治・制度的な大枠について、その時代については些かの周縁知識を筆者が有しているだけの理由である。

現地のテュルキーが外部コーカンド勢力や漢族などの非ムスリムの統治の下にあったとする観点からは、そしてまた外部勢力による政治体制の内にシャリア法廷が組み込まれ存続していたことに注目すれば、清の東トルキスタンへの進出以降を一貫して捉える視野も当然にあり得る。

かような立場から、後の時代にまで文書調査の時期を拡げれば、大略以下のような数になる。

ムスリム（ヤクブ＝ベク）政権期（1864－77 年）	7 点
清末・新疆省期（1878－1911 年）	約 100 点
民国新疆省期（1912－1949 年）	約 240 点

そして回疆期のそれと合わせれば、総数で約 400 点となる。「約」と断らざるをえないのは、同一紙に複数の記事が存在したり、Hartmann 44 のように 168 件の記事を含む——これは 1 点と算えている——例などがあるからである。

さらに、これらは決して組織的な収集ではないし、漢訳でしか見られない文書が多い（約 320 点）ので、内容別の分類に過大な意味づけはできない。それらを踏まえたうえで、あえて大雑把に纏めれば、ワクフ関連の文書が約 80 点、売買契約が約 100 点、譲渡・遺産相続をめぐるものが 80 点ほど、貸借・債務・請負契約が約 70 点、諸々の係争関係が約 30 点、身分・婚姻関係が 10 点、その他が 30 点ほどということになる。

III 文書例の紹介

さて次に、現時点までに筆者が参照できた文書のいくつかを、回疆期を中心に紹介していこう。

1 ワクフ関連文書

ムスリム圏の文書のうちで大きな比重を占めるワクフ関連の文書が、やはりここでも一番多く残されている。耕地・家屋などのワクフ設定と確認・設定物件をめぐる小作や利益配分、そして地目・職役への侵害訴訟なども、これに含まれる。

そもそも回疆文書の唯一の先行研究ともいえる A. K. Borovkov がファクシミリ版付きで(遺憾ながら極めて不鮮明)発表したのが、A. H. 1227 年 Rajab 月 2 日にカシュガルで作成された, Sayyid Jalāl al-dīn Baghdādī の霊廟へのワクフ設定文書であった[Borovkov 1960]。

この文書は前文(神への賛辞・設立の動機)、日付けと設立者(カシュガルのハーキム=ベク郡王 Iskandar の未亡人)及び対象の土地の所在と面積、処分権の永久の放棄、収益の分配と管理者の指定、そして証人の名前と捺印などの、いわゆる Waqf Nama の要件を全て満たした、24 個の押印のある 32 行からなる長いものである。

32 行を「長い」と記すと、他のイスラーム圏の文書と取り組んでおられる研究者から不審の声が挙がるであろう。東方イスラーム圏の西トルキスタンの 14 世紀ブハラワクフ文書のひとつを採っても、千行前後の「巻物」仕様で残されているからである[加藤 1999: 90]。けれども、むしろこの点に、我々が現時点で参照できる回疆文書の特色があるのと、筆者は考えている。

例えば 300 点以上の文書を載せる王・李でも、細々した遺産を列挙してある No. 138 (A. H. 1349 ホタン) 以外に、数十行に及ぶと思われる文書は収められていないのである。

Jarring 457 (先掲リスト⑧) は A. H. 1233 年 Rabī' al-ākhir 月 9 日付けの、ヤルカンドのラバティ (Rabati) 郷ボイラ (Boyla) 村の Mulla Othman が自己所有の土地を同村のメスジットにワクフとした契約であり、全文 16 行で 1 個の円形の押印がある。また, Jarring 459 (同上⑩) は A. H. 1238 年 Ashur 月 27 日に, Mulla 'Abd Allah Khālifāt らがヤルカンドのミシャル (Mishar) 郷コラガン (Qolaghan) 村所在の耕地を売却した契約文書で、全文 26 行に 1 個の水滴状の押印をもつ。

これらの 2 点の文書は、菅原純氏が既に公開の許可をえて発表の準備中なので、ここでの詳述を省くけれど、私が目にするのできた回疆の契約文書では最も長文の部類に属することは特記しておく。

東トルキスタンのムスリム文書でも、清朝の進出に先行するホージャ政権期のものには、長文のものが多く、Jarring 220-227 の各文書は、20 行前後もある。やや乱暴な推察を試

みれば、異民族支配のもとでのイスラーム法廷の権威の低下に結びつくのかも知れない。

そのようなことを想定するのは、一般論とは別に、ひとつの根拠がある。前章に列挙した回疆文書のリストのうち、⑪・⑲・㉒・㉘・㉟の5点は、シャリア法廷の判決の確認を、それぞれ所属する行政区の総括責任者である、清朝の任じたハーキム＝ベクに対して行う文言がある。これは、シャリア法廷の管轄を超えた事案、例えば Jarring 156-3 のヤルカンドのオアシス内の水争いの調停を請願する文書（「民国3年4月7日」の日付）などとは、性格を異にしている。本来ならば、民事案件として行政の保証を必要としない分野に属するにもかかわらず、行政官を介在させざるを得なかったのは、シャリア法廷の長尺の文書に権威がなくなりつつあったからではあるまいか。

ともあれ、現在最も量的に集積されているのがこのワクフ関連の文書であるのは事実であり、いずれホージャ期や民国期も含めた、「東トルキスタンのワクフ」についての拙論を提示する予定である。

ワクフに絡めて付言すれば、今次の文書調査を経た印象として、ワクフ地の全耕地面積中に占める比率の高さに刮目した。ワクフ文書でなくとも、土地の所在を表記する「四至」文言の中にて登場する地目にワクフの多さが目を引く。かつて筆書は1850年代のヤルカンドの租税台帳を検討して、清朝の掌握耕地と課税対象地との間に、面積比で2割以上もの差があり、その理由の説明に苦慮した [堀 1979]。結局、それは清当局がワクフ地を掌握しながら課税対象から外した、とする推察で糊塗したけれども、それを撤回する必要は今のところない。むしろ、清朝がワクフの地目を徴税対象から外すことが、現実と理念との間で、揺れ動かざるを得なかった現地のムスリム王侯・官吏 [濱田 1993] との妥協の結果ではないのかという背景説明も検討している。

2 売買契約

この種の文書については、対象物件の相違に依拠して、不動産と動産に分けて紹介するのが適当であろう。これらには、遺産の譲渡が売買の形式をとったり、契約の成立と対象物件の手交との時間差の関係で、債務契約の形をとっているものも含んでいる。

a. 不動産売買文書の例 (㉟) [Ablimit: 1]

「1266年トラの歳、Shawwāl月26日水曜日。私ことNashfut Khoja Äyläは次のように陳述した；すなわち、(カシュガル)市内Guzar町にある2間の家の、半分は私の娘Latifa Äyläの、半分は私のものである。この件の2間の家の半分の正当な私の持ち分を3分割して、そのうちの2つ分を、部屋にある家具とともに、自分の意志により希望して、私の娘Latifa Äyläに48 tängäにて売却し、私はお金を全額受け取った。とて宣誓をなし、私は自らの言葉どおりの印章付きの証を渡した。当該のLatifa Äyläに属することになった2つの部分の家の境界は、東側はMushtariの家と接し、北側はTokhti Khojamの家との堀、西側はBayの家と接し、南側は公道である。立ち会いの証人。Mulla Qabala・Abdu Rusul・‘Ayna Dorgha・Mulla ‘Ushur・Mulla Tursun

「1行目から4行目の右側に水滴形の印」・「8行目から10行目の右側に円形の印」

b. 消費財

イスラーム圏での日常の消費財の売買では口頭契約が一般的で、ムスリム法廷の関与がないことは既に指摘がある（最新では2000年12月10日九州大学でのシンポジウム「イスラーム法廷の世界」での三浦徹氏の口頭発表）。この事情は回疆でも同じであって、不動産以外の売買文書以外にカーディの印をもつものは知られていないし、王・李も2, 3点を掲げるだけである。

ところが、後代の非ムスリムのスウェーデンの Inland Mission のメンバーは、まめに領収書にカーディの立ち会いと押印を求めており、それらが Jarring Collection の 470 と 499 に集中して収められている。そのひとつを紹介する。

羊毛売買契約 [Jarring: 470-3] (ただし印を欠く例)。

「1326年聖Ramaḍān月20日に、私こと、(ヤルカンド市内)Chaharsu kölbāshi町のMuḥammad Akhunの息子Sabit Akhundは、次のように陳述した；すなわち上記の町内のスウェーデン人つまりRakat殿から、白くて柔らかく清潔な62.半斤の羊毛を納入するために、私は10両のお金を受け取った。この羊毛を1ヶ月の期限内に入手して整え納入するという自分の陳述に基づき、私は自らの手で書いた証を渡した。もし、要求に合わない古い羊毛を届けるようなことがあれば、私はお金を返却する。立ち会いの証人：Sabid Yar 'Ali khan (中欠)らが証人である。」

c. 人身売買

回疆を含む中央アジアには人身売買の制度が最近まで存在しており、それが外来勢力の進出の口実になったことは良く知られている。ところが、残された文書からは未だ4点の漢訳事例が確認できるだけであり、中世ウイグル文書での人身対象の文書群の存在とはやや趣を異にしている。その4点とは1950年代の「改革のための社会歴史調査」の際に、ホタン地区で集められたもので、それぞれA.H. 1263年1月9日日曜日・1246年1月12日火曜日・1256年6月9日火曜日・1284年1月18日の紀年を持つとされている。

隔靴搔痒ながら、大概の内容を伝えるために漢訳からの重訳で、1点を紹介したい(㉔)[維社歴：2]。

「1263年Muḥarrām月9日、日曜日に、私ことAqsuのAbdulasilは、宗教法廷の許可を得て、KashgharのMuḥammad Niyazから買い取った13歳のQirghizの男僕Amanを、私自らの意志でKhotanのMuḥammad Khoja Bayに、285 tāngāにて僕として売り渡した。私はもともと彼(Aman)を入手した時から、彼が借金を返せば自由を回復するとか、私が死ねば自由になれるとの約定はしていなかった。しかし今日以降は私には彼を管理する権利はなくなった。

(Akhun Abdkerimの子Kebāk Khojaの印、1個)

証人——不明——

」

証人の名前の列挙が、この種の文書の最後に存在することは、この「売身契」を別な形で引用している伊斯蘭(巻2 p. 381)などから明かである。

3 譲渡・遺産相続関連

この類のもので、最古の紀年をもつ Hartmann: 1 (⑫) は水滴型と楕円型の2つの印章がおされ、5つの折り目が残り、折り畳んで保管されていた痕跡をもつ。それ故に文字の読めぬ箇所があるが、頭記の文書例として以下にしめす。///// は判読できない箇所を示す。

「ヘジラ暦 1242, ブタ (khuk) の年, 'Īd-i qurban 月 6 の水曜日。私こと Bay Khoja は自分の臨終 (salamatligim) に於いて、私の弟 Ibrahim Khoja に、Qaraqar 郷 (mawqī') Ostang buy 村 (kent) の 12///// の地にある、私の Juli bagh 及び Budaji äriq の 1 ガルビル播種 (ghalbirlik) の地を、所在する私の樹木ともども永久譲渡とし与えた。そして加えて 200 tängä の現金・1つの鍬・1つの斧・1つの皿・1つの袋、これらの品々をこれより後、遺贈のものとして私は与えた。私の手中のすべてのものを、弟の Ibrahim Khoja に、私の妻 'Aysa Aghacha に、私が自分で分割して与えた。これらもまた満足しあって入手した。私の ////////////////////////////////// 私こと Ibrahim Khoja は本文書に記載の諸物件を纏めて、私の手に受け取った。私の兄の亡き後に残されている遺産はない。完了した。私の兄嫁 'Aysa Aghacha に、Yusuf に譲渡し与えた 7 ghalbir 播種の地には、いかなる事態が生じても疑念なかるべし、とて自分の言葉とおりの印章付きの証を私は与えた。Juli bagh の四至。東は大渠。北境は Tokhta Şufi の juli にまた一部は果園との境の堀。西境は Tokhta Şufi の、そして一部は Yusuf に譲渡した地の境の堀。南境は Yusuf に譲渡した地に接し、そして一部は Niyaz Şufi の地との境の私道。Bodaji äriq の傍らにある 1 ghalbir 播種の地の四至。東境は大道に出る小道、そして一部は Yusuf Khoja の地との境の渠。北境もまた Yusuf Khoja の地との境の渠、一部は (Budaji) 渠。西境は Samsaq Khoja の地に接する。南境は Temur Khoja の相続の地との境の私道、そして一部は (Budaji) 渠。立ち会いの証人。Mulla Isma'il Imam・Mulla Turdi Imam・Mulla Turdi Mu'azin・Mulla Qutlugh' Şufi・Jamaldin Yorbashi・'Adil Khoja・'Abd al-Lah Khoja・Hudabardi Khoja・Rahim Khoja・Mulla Kasim Hassan Sufi・Yakhshi Niyaz Bakhshi。」

4 貸借・債務・請負契約

a. 貸借契約

後代の例を 1 点掲げる [Jarring: 156-7]。

「 賃貸契約書 (ijāra khaṭṭi)

1331 年 Shawwāl 月 2 日であった。私こと、(ヤルカンド市内) Temur Khoja Kölbāshi (町) の Sabit Khoja の息子 Qurban Bay は次のように陳述をした; Kamra 村にある境界の明確な、私の 10 charak 播種の地を、一軒の家屋と小庭など一括して、Aḥmad Akhun の息子 Shakir Akhun に 1 年につき賃貸料を 30 両の銀にて与えた。賃貸料を完全に、私の手に受け取って、私の言葉のままの証書を渡した。

(押印の為の 1 行分のスペース。ただし書式のモデル——後述——であるから押印はない)
立ち会いの証人。Imam 'Abd al-Baqi Akhun・Şufi Chong らが証人。 」

b. 債務契約

架空の冗談文書であるが、Raquette が 1908 年頃、ヤルカンドのバザールで universal な娯楽として廻し読まれていたとして紹介した一文書は、債務の確認と返済を明記した定式を踏まえている。まさしく「法律文書」の 1 例として紹介しておく (Raquette pp. 46-47)。

「 1325 年 Rajab 月 6 日、私こと Quruq kölbäshi 町の Muhammad Khoja の息子にして髭のうすい中背の Muhammad Niyaz Akhun は次のように陳述した。すなわち、Aq Mesjid 町の我が小父たる Qurban Bay の息子 Roza Akhun に、私は 10 の蹴り・4 のビンタ・10 の肘打ち・10 の打杖・5 のゴンケツの負債がある (madyun durman)。これらのビンタ・蹴りなどを、肘打ちなどを、打杖などを、ゴンケツなどを、1 ヶ月の内に、訴訟に委ねることなく (da'wayigha qilmay)、私は完済する。(彼-Muhammad Niyaz Akhun の署名)。5 羽のハト・4 羽のカラス・10 羽のスズメ・4 羽のカササギ・2 羽のウズラが証人である。 」

c. 請負契約 [Jarring: 156-13]

「 雇われた者 (kirāyakash) の証言の書 ('ahd nāma)

1331 年 Rabī' al-awwal 月 15 日に。私こと、Qurghan (郷) に属する Qosh köl 村の 'Ayd Bay の息子 Mulla Rozi は、真の法に陳述した：すなわち、Muhammad Niyaz Akhun の息子 Kerim Akhun の 10 馬の積み荷を、Osh に運んでいくことに私は雇われた。各 1 頭ごとの馬の賃貸料 11 両のお金の半分を確かに受け取った。残りの半分を、積み荷を運び届けた後で私は受け取る。もし途中で、何らかの事由により物品に損傷や減少することがあれば、それは私の責任である、とのまさしく私の言葉の証に、この書を渡した。

(1 行分の空欄)

立ち会いの証人。Tahir Ajji ・ Kerim Akhun ・ 'Alim Bay らが証人である」

5 係争訴訟文書

この種の例は、現代中国で唯一、写真(陳)と翻訳(王・李)が公開されているとして、取り上げた前章の㊸「1259 年 Jumādī al-ākhir 月 3 日」付け文書で代表されている。

6 身分・婚姻関係

a. 系譜確認の訴え

㊹王・李：25 「ミール=トフティ=ホジャ (米爾托合提和加) の子孫がヤルカンドのハーキム=ベクにホージャ家の家譜への確認を請う」(陳：23, p.43 では「ヤルカンドのシャリヤ(宗教法廷)が発給したミール=トフティがホージャの子孫の家譜に係ることの証書」と紹介)文書は漢訳しか見られぬが、特異な判定をイスラーム法廷がおこなっている例として、紹介に値すると考える。

「ここに、気高き Mamet Imin Ḥakim Beg 閣下に以下の如くにご報告します：

閣下をご承知のように； 宇宙と世界の秩序は聖人方の慈しみ深い加護により定められており、聖人方を尊崇することはイスラームを護持することであり、また天国に入る条件のひとつでもある。彼らの後代の子孫を尊崇することによって純潔な靈魂の救済にあずかれる。

かくの如くであるので、この仁慈が満ちている時代にあって、Mir Tofti Khoja の子孫 Mir Samsaq・Mir Imin・Mir 'Ali・Mir Ayub・Mir Hakim らが以前に次のように要請した：「我らは前述の祖師の末裔である。我らの家譜を失ってしまった。我らは自分たちを祖先の家譜と繋げていただくよう請求する」と。調査によれば、その家譜が正確であることが明らかに示されており、皆に了解させるために、特にこの系譜の証書を記す。

今、彼らを信奉する人々に以下のとおり表明する：願わくば、諸君ら (musulman 伊斯蘭 卷 2 p. 383) がこれらのホージャの公子らを尊敬し、彼らに自分たちの祖先を顕彰させ、彼らが妨害を受けることなく、彼らに祖先の道に沿って歩み、安心して活動ができ、そしてこの地が平安であるために神に祈禱されんことを。

1269, ヘビ年 5月16日 金曜日 (jum'a) / 首都 Yarkand にて / (印章 7枚) 」

はたして、この類の文書がイスラーム圏でどの位に普遍性があるのかについて、諸賢からのご教授をお願いする。

b. 婚姻関係文書

回疆期のこの種の文書も、公開されたものがない。ムスリム政権期に属するとおぼしき離縁文書を Shaw が公表しているだけである (Shaw 1)。婚姻を契約と捉えるイスラームの立場からして、数多くの文書が存在するはずで、今後の探査に期待したい。

上記のことは別にこの項で是非、紹介しておきたい文書群に Hartmann 44 がある。これは 1902 年 10 月 12 日カシュガルにて入手した「カシュガルの裁判所記録」とされる 42 頁からなる大判の冊子である [Hartmann 1904: 6, No. 44]。

内容は清末新疆省期のカシュガルのイスラーム法廷からの離婚証書 (khaṭṭ-i 'amr) の発給台帳 (あるいはその写し) で、数多くの書き手になる試算では 168 点の「記事」が納められている。そのひとつを次に掲げる。

「 1308 年聖 Ramaḍān 月 10 日。Toquzaqoy Bagh の Temur Bay の娘 'Asal Bibi が法廷 (maḥ kama) に来て、『私の夫 Yusuf 'Īsa が、扶養せずに消息不明になって 3 年になる。私の生活費は届いていない』と訴え出て、Imam Muḥammad 'Ali Akhund・Imam Damulla Habir Ḥajji らが諸々の聖法に適った証言 (guwāhliq) をして、('Asal Bibi が) 規定の生活費を得ていなかった由の宣誓 (qassam) をした。よって離婚証書が承認された。Khudabardi Chong Yusuf・'Ali Bay らが整えて離婚証書が入手された。」 (p. 10, No. 34)

数点の別文書 (売買・譲渡) を除いて、残りは全て上記の形式、つまり夫の義務の不履行 (「扶養せずに消息不明となって (bi-nafaqa tashlap, ghā'ib bolghan)」) を理由とする妻からの tafriq 離婚の提訴であり、証人の事実証言、妻の宣誓を得て離婚証書の発給を認めることで共通している。日付・当事者 (証人) を除いて、違っているのは、不履行の期間に

6ヶ月から数年の幅が存在するくらいである。

日付で言えば、冊子は最初の p. 1 No. 1 が 1310 年 Muḥarram 月 3 日、最後の p. 42. No. 168 が 1310 年 Jumādā al-ākhir 月 10 日となっているが、判読できた限りでは、1308 年 Rabī' al-ākhir 月 4 日 (p. 7 No. 23) から、1311 年 Muḥarram 月 24 日 (p. 9 No. 29) までの広がりがあり、いくつかの冊子を合冊しているようで、日付と記載順に規則性が見いだし得ない。

いずれにせよ Hartmann が手に入れる 8 年ほど前の記録で、台帳そのものなのか、あるいはその写しなのか、そして何よりも、このような記録がヨーロッパ人の手に渡る背景など、精査する必要がある。また先掲の Shaw が紹介した文書は不仲を理由とする夫からの離縁状と資産分与が記されており、離婚理由や形態についての別種文書との比較が必要となる。

またこの文書群は、離婚の問題を離れても、当時のカシュガルの地名と人名の宝庫であり、そのムスリム法廷のカヴァーする領域を窺うにたる史料のはずである。ただ遺憾ながら、地名の部分が極めて粗雑に書かれており、この文書群の網羅する地域が未だ判然としない。明かに読みとれる部分からすると、カシュガル市街 (shahr) の東北区から、Ustung Artuj や Qurghan などの郊外部、つまりカシュガル＝オアシスの東北部からの提訴を纏めていると予想されるけれども、将来の専論に譲りたい。

7 その他

現地で作成されたチャグタイ語文書ということで、公文書と私文書も区別せずに論じてきた。公文書では通行許可証・名誉毀損の賠償命令などが、私文書では支払いメモ・就任祝い状などが、この項に属するが、回疆期のものは存在せず、以降の時期でも特記すべき文書は目にしていないので、例示を省略する。

IV 初歩的な諸問題

1 文書の日付をめぐって

a. すでにいくつかの例で見られるように、当該の文書にはヘジラ暦による日付 (tārīkh) が記されている。ムスリムの文書では当然のことではあり、王・李のように西暦の年月日と併記することもなされているが、これは十全の信頼がおけるのであろうか。

もちろん Jarring: 499-9 の燃料売買文書には A. H. 1354 年 Dhū al-qa'da 月 28 日と民国 25 年 2 月 22 日の 2 種の日付が付され、西暦 1936 年 2 月 22 日と完全に一致することもある。

またムスリム史料に特記される A.H. 1281 年 Muḥarram 月 1 日 (中国で広く使われている馬堅編『回曆綱要』(上海 1955) によれば 1864.6.6) のクチャ蜂起は、漢籍 (『欽定平定陝甘新疆回匪方略』卷 68 同治 3 年 6 月 9 日依奇哩の奏) では同治 3 年 5 月 1 日 (A.D.

1864.6.4) と近似する場合もある。

しかし時代が遡ると怪しくなってくる。例えば徐松が『西域水道記』巻1において、カシュガル地方の回暦1233年の「終」は嘉慶24年6月初2日（西暦1819年7月23日）に当たると述べている。ところが、馬の上掲書では、A. H. 1233年の大晦日は、西暦1818年10月30日に相当する。

更にこの地のムスリム文書の特色のひとつに、ヘジラ年暦にエト（干支）歳（yil）が付されることがあるが、このエトの編年が現時点では不可能なほどに混乱しているのである。このエトの表記は中世ウイグル文書の伝統を継承しているとみて誤りない。中世ウイグル文書の事例 [山田 1993] と対比すれば以下ようになる。（文書で例証の無いエト、或いは名称の異なる場合は Mulla Musa の Tarikh-i Aminiie [Pantusov 1905] ——Musa と略記——、及び H. W. Bellew, *The Calender* [Forsyth 1875: 512] ——Bellew と略記——によって補ってある）

	中世ウイグル文書	/	回疆期以降の文書	出典
ネ	(子) ksku	/	mush sichcan	Musa p. 211 Bellew
ウシ	(丑) ud	/	oy baqar	Jarring : 221 Musa p. 219
トラ	(寅) bars	/	bars peleng yolbars	Ablimit : 1 Musa p. 219 Bellew
ウサギ	(卯) tawishghan	/	khargush taoshcan	Hartmann : 4 Bellew
タツ	(辰) luu	/	nahang balic	Musa p. 219 Bellew
ヘビ	(巳) yilan	/	yalan	Musa p. 34
ウマ	(午) yont	/	at	Jarring : 457
ヒツジ	(未) qoyn	/	qoy	陳
サル	(申) bichin	/	maymun	Hartmann : 2
トリ	(酉) toqiqu	/	tokhaqu margh	Jarring : 225 Musa p. 189
イヌ	(戌) it	/	it	Jarring : 226
イノシシ	(亥) tonguz	/	tonguz khuk	Jarring : 459 Hartmann : 1

そしてヘジラ暦に続けて記される場合、正確には「某々の暦 (ḥisāb) では」と記され、その事例として Yarkand・Andijan・Ili などの地方名, Türk [Jarring : 258] などの集団

あるいは言語名があり、各種の暦が並存していたことを示している。例えばイリの暦法でトラとされる A.H. 1295 年 [Pantusov 1880-81: 171] は、ヤルカンド暦³⁾ [Ross 1908: 46] ではサカナ、ムッラー=ムーサの依拠する暦法や王・李 31 の紀年ではヒツジ歳になる。

しかし、「ヤルカンド暦で」と明記された清朝期の事例の 13 件を、陰暦・陽暦さまざまな可能性を考量しても説明ができないのが現状である。さらには Moghūl [Jarring: 259]・Pars [Jarring: 258]・Turk [Jarring: 258] など、そして単に「地方の (wilāyat)」[Jarring: 387] などと、ヘジラ暦と併記しない形式で紀年されるとなると、王・李のように「機械的」に西暦に換算することは躊躇せざるを得ない。地方暦の比較・対照表が作成可能となれば、西暦 1949 年までの数十点にエト紀年を載せる王・李の各文書の作成地の同定に有効なはずではあるけれども。

b. 月の表示

筆者が、回疆文書の日付の西暦への換算に苦慮するもうひとつの理由は、現地での月の呼称に疑念が介在しているからである。月を表すのに、ay と mäh が使われており、先掲の Bellew はヤルカンドの陰暦月名とアラビックのそれとの以下のような対照表を報告している。

Bellew	p. 512	/ 馬 前掲書の月名	序数月表示
'Ashūr Ay	= Muharram	/ Muharram	1 月
Safar Ay	= Safar	/ Saphar	2 月
Safar Koshini Ay	= Rabi' ulawwal	/ Rabia 1	3 月
Jamādī ul-awwal	= Rabi'-uth-thānī	/ Rabia 2	4 月
Jamādī ul-ākhir	= Jamādī-ul-awwal	/ Jomada 1	5 月
Talāsh Ay	= Jamādī-uth-thānī	/ Jomada 2	6 月
Duā Ay	= Rajab	/ Rajab	7 月
Barāt Ay	= Sha'bān	/ Shaaban	8 月
Roza Ay	= Ramazān	/ Ramadan	9 月
Hit ('Id) Ay	= Shawāl	/ Shawwal	10 月
Arā Ay	= Zi Ca'da	/ Dulkaada	11 月
Hit Cūrbān Ay	= Zi Hijja	/ Dulheggia	12 月

煩雑になるので、出典箇所は省くけれども、Bellew の採取した 24 の月にはすべて既知の文書中に在証される。となると Jamādī の名が 3 ケ月に亘り、全く同じ「第一 Jamādī 月 (Jamādī al-awwal)」が 2 ケ月、同義の「後 Jamādī 月 (Jamādī al-ākhir)」と「第二 Jamādī 月 (Jamādī al-thānī)」も 2 ケ月並ぶこととなる。本稿第二章で、現代中国で唯一写真と翻訳漢文の対照が可能な例として提示した、陳と王・李 21 の文書の例で言えば、原

3) Ross 1908: 46 の A. H. 1286 をヒツジとすることより推算。

文の「Jamādā al-ākhīr ay」を、陳は「5月」と訳し、王・李は「6月」としている。Bellew の示す、現地系 ay とアラビック mäh との相違では説明できない（同様の例は Hartmann: 44 にもある）。現代の現地事情を知りうる立場の両者の相違を判定する材料を、筆者は持ち合わせていないのである。

文書に稀に見える曜日についても同様のことがいえる。絶対紀年の確定と地方暦と曜日の一覧表の完成が前提となって、週市 (weekly bazar) のネット＝ワークの地図上での復元が可能となるからである。

2 地名と人名について

a. 地名について

文中の地名をめぐっては、3種の地名が問題となる。

既に一部は論じたが、文書の作成された場所の名前の問題がある。ワクフやファトヴァーなどの類を除き、この種の地名が記入されることは稀であり、今後は地方暦・カーディの所轄範囲の確定そして文書の記事内容からの確定作業を地道に進める必要がある。

次に文中の見られる地名には2種がある。まず文書の内容が不動産関連のものであれば、その所在地の名前の記載がある。おおよその地方の見当さえつけば、最近では各県単位の『地名図志』『県志』[Jaraing 1997] のような便利な書も刊行され、かなりの精度で地図上に確定可能となってきている。また「三菱科研」で将来されたコピーの Hartmann B 192 には、今世紀初頭のヤルカンドの地名表を含んでいる。一例を示せば、その (E) は5つの市街門を4つのグループに分け (残念ながらこれを何と呼んだか記述がない)、市内の総計108の町 (mahalla) 名のリストである。以前、筆者などが細々と試みていた都市構造の復元に新展開を求められているといえよう。

最後にほとんど全ての文書には、当事者たちの出身・所属 (ablative の、あるいは -liq/lik の接尾辞を伴う) を示す地名が見られる。これまたかなりの同定が可能となりつつある。

以上の地名を、所属を示す文言 (「某々に属する (-gha tābi')」) で、整理すれば東トルキスタンの各オアシスは以下のように「構造」をなしていたと考えられる。

wilāyat shahr 市——(? 区)——mahalla 町
 ——mawḍi' 郷——kent 村

清末・民国期になると、さらに末端に番号のついた戸 (khu) の制度が登場するが [堀 1998; Jarring: 156-14], 回疆期には見ることがない。

b. 人名について

各種文書に記名される当事者の表記様式が、個人の識別・同定のシステムの反映であり、当該社会の構造を窺う史料たりうることは自明のことである。回疆では、郡王の未亡人のような例を除き (Borovkov), 地縁と血縁の合体した表記で、人物のアイデンティファイをしている。まず出身地あるいは居住地と父親の名がそして当事者本人の名前である。これに

加えて本人の身体的特徴を付記した Raquette（債務文書例として先掲）の例がひとつある。これは同時代の「ヒヴェ文書」では普通らしいが⁴⁾、今後の比較に委ねたい。

この「某々の息子 (walad/ oghul) ・娘 (qiz)」の表現が、現代ウイグル人の公式な人名表現である「本人名+父親名」の習慣と結びつくことは間違いないが、その変化の詳細はまだ調査できていない。

次に人名について、3点のことを付言しておきたい。

まず文書中の人名には、男性であれば Mulla ・ Akhund, 女性であれば Buwi ・ Bibi ・ Äylä の「称号」がつけられている者多いけれども、王・李 (p. 11) のようにイスラーム宗務者・修道者と考える必要はなく、単なる敬称と見なすべきである。かくも多数の宗務者・修道者の存在は想定し難いからである。

つぎに、チャガタイ語で表記されていることからすれば、その名をアラブ・ペルシア語の「本来形」で示すことはひとつの立場ではあろう。けれども現代ウイグル語の人名は「説明辞典」が必要とされるほど [Mutällip Sidiq 1992; Mutällip Sidiq Qahiri 1998], イスラーム起源のものであっても随分と変形している。理念形に復原するのか、現状に近い形で提示するのか、粗雑な文字を前に大いに苦しむところである。これまた、現地ウイグル人の協力を得て、両方の形で提示できる日を目指したい。本稿では、人名に関する限り、長短母音の区別を一切省略したのも上の理由からである。

最後に、文書が現代に近くなってくると、現存の人物・家系のプライバシーの問題が派生してくる。Hartmann: 2 はカシュガル市内の家屋売買文書であるが、その対象物件は筆者がかって現地調査を行った一角にある。150年以上を隔てた、この文書中の権利・人物関係では、さして問題にはならぬとは思いますが、身分・権利に関する記事内容や時代が降った文書では、日本の近世文書のように仮名とする配慮も必要となろう。このことを理由にした現地の文書の非公開を防止するためには、一段の注意を喚起しておきたい。

3 Jarring 156 の紹介 —— 文書の呼び名の整理にむけて ——

今のところ我々が利用できる回疆期やそれ以降の文書も、体系的な収集の結果ではない。そして尚、その総数が少なすぎる。それ故、未だ文書の書式などを提示できる段階にはない。けれども、時代の降った今世紀になると、現地事情を反映した書式集の公刊が見られるようになる。スウェーデンのインランド=ミッション所属の G. Ahlbert が、Muhammad Ali Khan の協力を得て、1920年カシュガルで刊行した、*Khuṭuṭ al-mutafarriqā—ya'ni Altī shahrning resmi khatṭ wa wathiqalari*—がそれである。遺憾ながら筆者はこの書を未見であり、間接的な情報しか得ていない [Jarring 1991]⁵⁾。幸い、本書の第3版の一部の原稿が、

4) 堀川 徹「中央アジアのカーディー証書」(2000. 5. 6. 比較中世史料研究会の口頭発表)。配布された資料 (No. 7) には「三十歳で中背、眉が繋がってなくて」とある。

5) 1920 (52 pp.) ・ 31 (56 pp.) ・ 37 (48 pp.) 年の3度、少しタイトルを変えて刊行されたという [Jarring 1991: 56, 79, 108]

Jarring 156 に残されている。これは 12 頁からなり、総計 14 点の文書が書式のタイトル付きで収めてあり、内容は以下のとおりである。

文書題名	内容	日付
① シャリア法廷 (dasht-i shari'at) への訴状 ('arḍ)	債務 (穀物) 確認	1331.Sha'bān. 24.
② シャリア (shari'at) への訴状 ('arḍ)	遺産相続	1331. 聖 Ramaḍān. 15
③ 官庁 (yamun) への請願書 ('arḍ)	ヤルカンド 水争いの調停	民国 3.4.7.
④ 証書 (wathīqa) —— 借用書 madyunluq khaṭṭi ——	現金貸借	1332. Muḥarram. 21
⑤ 証書 (wathīqa)	穀物 (boghday) 貸借	1332. Rajab.7
⑥ 証書 (wathīqa)	穀物 (qonaq) 貸借	1332.Bara'at.6
⑦ 賃貸契約書 (ijāra khaṭṭi)	土地・家屋・菓園の一括年間賃貸	1331.Shawwāl .2
⑧ 訴状 (da'wā khaṭṭi)	現金貸借係争の和解と訴訟の取り下げ	1331. Ṣafar. 14
⑨ 賃貸契約書 (ijāra khaṭṭi)	ヤルカンド市内の店舗・家屋の一括年間賃貸	1332I.Bara'at. 30
⑩ 土地文書 (zamīn khaṭṭi) —— 約定 (sikka) ——	土地売買	1332.Muḥarram.2 民国4. 6. 7.
⑪ 担保文書 (rahn khaṭṭi)	土地担保設定	1331.Rajab.6.
⑫ 代理人証書 (wakālat nāma)	債務交渉の代理人指定	1331.?4.
⑬ 搬送請負証 ('ahd nāma)	オシュへの馬荷搬送契約	1331.Rabi' al-awwal. 15.
⑭ ワクフ地契約証 (zamīn-i waqf dingchi khaṭṭi)	ワクフ地賃貸契約	1332.Shawwāl.3.

最後の⑭で、dingchi と転写した部分は、DNGJI と記されており、辞書には無い語であるが、筆者は漢語の「定契」に由来すると考えている。

いずれも現実の文書を下敷きにしていると思われる。先掲の刊本の頁数から計って、その 4 分の一程度の文書例であり、いずれそれを入手して検討をすることにする。

4 残された諸課題

たびたび引用する王・李の書には「契約」のタイトルが含まれている。ただし定義は曖昧で印章が押されている程度の共通性しかないよう見える。それでも現在、我々が参照できるチャガタイ語文書に、契約文書が一番多いのは事実である。

そもそもカーディの前で、2 人以上の証人の立ち会いがあれば、口頭による契約が成立するムスリム世界であれば、印章付きの文書で残すこと自体にも、また別な意味あいを持つはずである。先に紹介した九州大学でのシンポジウムにて、三浦徹氏は文書や法廷台帳が当該社会の契約の全貌を反映しているのではなく、それらは証人を要請し（手間）、カーディの許に向き（時間）、カーディへの謝金（資力）を費やすことに意義を認める（動機）人々によって、初めて成立するものであることを主張された。筆者は東トルキスタンの文書を通覧していて、氏の意見に同調したい。必ずしも契約行為の全てが、文書となるのではない点は留意しておく必要がある。

それでは、カーディの印章付きの文書を作成するシステムがいかなるものであったのか、については未だ、特に回疆期については判明していない。民政に不干渉ではありながら、刑事を除いて、裁判の最終責任をハーキム=ベクと定めていたのであるから、この時期の法的ヒエラルヒーの頂点にハーキム=ベクがいたことが推定されるだけである。第二章で一覧化した①⑱⑳などの文書例が、それらを傍証する。けれども、ひとつの情報では、1949年以前には疏附県（カシュガル旧城地域）には14の宗教法廷があり、各鎮・郷村に分布していて、それぞれの管轄区があり、お互いに干渉し合うことがなかったとある〔王・李：9〕。契約・裁判はこの宗教法廷にて行われたことは間違いはないが、Hartmann 44などからみて管轄サイズが狭すぎる感は否めないし、いつの時期にまで遡れるのかも不明である。

ひとつの手掛かりとして、残された印文から法廷の名称やカーディの名前を読みとり、それらの相互関係を復原する手段があろう。一応、もっとも多数の文書を通覧した結果の王・李には、いくつかの文書に宗教法廷印とカーディ印の2種の表記をしているが、厳格な区別がされているとは判断できない。

この印章については、本稿では全く触れることができなかった。筆者がアラビア語の能力を欠いているのが最大の理由であるが、回疆期のものには印文の不鮮明なものが多いことも挙げておきたい。円形印の中には、上部にコーランからの一句、下段にカーディの名前とA.H.年号を読みとれる例もあるが、今後の課題としたい。

なによりも、内容の理解のみに汲々とした初歩的な現地調査やコピーでの考察には大きな限界があり、印文の精査や紙質・保存経緯など文書そのものの問題をも視野に入れた、再調査の必要を痛感している次第である。

未調査の世界各地の文書館へ探査の手を伸ばし、参照できる文書例を増やしつつ、上記の課題をいくぶんなりとも克服して、図版の掲示をともなった報告を公開することが、次なる筆者の仕事である。

おわりに

我が国における西トルキスタンのワクフ研究の先達加藤和秀氏は、近刊の著書にて、「我が国におけるワクフ研究はようやく緒に就いたばかりで」と述べられている〔加藤 1999: 77〕。ロシア=アカデミズムの伝統に加えて、近年とみに情報公開の進んでいる西トルキスタン史の状況がこれである。冒頭に紹介した漢籍・マンジュ語史料の量に比べて、当事者たちの言語で残された記録が、ほとんど無きに等しい回疆史では絶望的になることもある。けれども、存在するからには挑戦しなければなるまい。

文書研究の初心者である筆者には、本稿の中での極端な誤解や不慮の陥穽、そして重要情報の欠落などの不安が拭いきれない。しかし、そのような事項について、読者諸賢から些かでもご教示を得る契機になれば、回疆の社会・経済史研究に現地文書利用の途を模索する、

拙文の目的は達成されることになる⁶⁾。

参考文献

- Ablimit: Ablimit Ähmät, *Chaghatay Tilidin Asas*, Ürümchi, 1996, 385 – 391.
- Jarring: Lunds Universitetsbibliotekt Handskriftsavtにて, Jarring 氏作成の仮番号 (Prov.) で整理されている。Jarring: 156 – 3 は Prov. 156 の第 3 文書を示す。
- Hartmann: Hartmann 1 – 4: Die Bibliothek der Deutschen Morgenländischen Gesellschaft の L.Hanisch 氏作成の目録の B 185。
- Hartmann B 192: 同上の B 192。
- Hartmann 44: Staatsbibliothek zu Berlin, Preussischer Kulturbesitz. Orientabteilung での請求番号 Ms.orient.2° 3296 (Hartmann 整理番号 Nr. 44)。
- 維社歴: 『維吾尔族社会歴史調査』ウルムチ, 1984 年。
- 伊斯蘭: 『中国新疆地区伊斯蘭教史』ウルムチ, 2000 年。
- 王・李: 王守礼・李進新編『新疆維吾尔族契約文書資料選編 (英文名 Collection of Contractual documents of Uighur in Xinjiang 付き)』ウルムチ (新疆社会科学院宗教研究所), 1994 年。
- 陳: 陳国光 关于清代新疆伊斯蘭教民法問題——契約文書探討『西域研究』92 – 2, 34 – 44。
- Borovkov, A. K. (1960) Bakufnaya gramota 1812 g. iz Kashgara. *Arkheograficheskii ejegodnik za 1959 god.* Moskva, 344 – 349.
- Erdal, M. (1984) The Turkish Yarkand documents. *BSOAS*
- Forsyth, Th. D. (1875) *Report of a mission to Yarkund in 1873 under command of Sir T. D. Forsyth.* Calcutta.
- Giese, G. B. & G. Raquette (1931) F. Giese, Bemerkungen zu G. Raquette: Eine Kaschgarische Wakf-Urkunde aus der Khodscha-Zeit Ost-Turkestans. *Ungarische Jahrbucher* 10 (3), 277 – 283.
- Gronke, M. (1986) The Arabic Yarkand documents. *BSOAS*.
- Hartmann, M. (1904) Die ostturkischen Handschriften der Sammlung Hartman. *MSOS* 7.
- Huart, C. (1914) Trois actes notariés arabes de Yarkend. *JA*.
- Jarring, G. (1991) *Prints from Kashghar: Swedish Research Institute in Istanbul, Transaction*, vol. 3.
- Jarring, G. (1997) *Central Asian Turkic Place-Names*, (R. C. S. E. – 56). Stockholm.

6) 本稿の脱稿後に, ウズベキスタンの東洋学大学のウイグル人研究者ジャリーロフ氏から, タシュケントの科学アカデミー東洋学研究所所蔵の一文書を紹介した論文「19世紀中葉のカシュガルのワクフ地についての一文書 (A.Kh.Jalilov, Dokument o vakfnom zemlevladienii v Kashgarii serediny XIX veka)」(*O'zbekistonda Ijmoiy Fanlar* 1999 7–8, Tashkent, pp. 76–81) の惠贈と, 研究所所蔵文書の共同研究の申し出をいただいた。氏の論文の紹介や文書の詳細は, 本文中で予告した「東トルキスタンのワクフ」に譲ることとする。

- Mutällip Sidiq (1992) *Uyghur kishi isimliri wä uning manisi*. Qäshqär.
- Mutällip Sidiq Qahiri (1998) *Uyghur Kishi Isimliri*. Qäshqär.
- Pantusov, N. N. (1880-81) *Boyna musul'man protiv Kitaytsev*. Kazan.
- Pantusov, N. N. (1905) *Taarihk-i Emenie. Istoriya vladetelej Kashgariï, sochinenie Mully Musy, ben Mulla Ajsa, Sayramtsa*. Kazan.
- Raquette, G. (1909) The Eastern-Turkestan Dialect of Yarkand and Kashgar. *Journal de la Societe Finno-ougrienne* 26 (5). Helsingfors, 46-47.
- Raquette, G. (1930) *Eine Kaschgarische Wakf-Urkunde aus der Khodscha-Zeit Ost-Turkestans*. Lund • Leipzig.
- Ross, E. D. (1908) *Three Turki Manuscript from Kashghar*. Lahore.
- Shaw, R. B. (1875) *A Sketch of the Turki Language as spoken in Eastern Turkistan*. Lahore.
- 加藤和秀 (1999) 『ティムール朝成立史の研究』(北海道大学図書刊行会).
- 牛 汝極 (1997) 『維吾爾古文字与古文献導論』ウルムチ.
- 久保一之 (1996) イスラーム期中央アジア古文書学の成果と16世紀ブハーラーの法廷文書書式集『東洋学報』78(2), 29-53.
- 呉 元豊 (2000) 軍機処満文月折包内新疆史料及其研究価値『西域研究』00(1), 91-99.
- 澤田 稔 (1982) カーシュガル・ハーン家とベグ達『待兼山論叢』15, 2-22.
- 新免 康 (1996) スウェーデン所在の東トルキスタン関連資料について『内陸アジア史研究』11, 65-78.
- 濱田正美 (1983) 十九世紀ウイグル歴史文献序説『東方学報』55, 353-401.
- 濱田正美 (1991) サトク・ボグラ・ハンの墓廟をめぐって『西南アジア研究』34, 89-112.
- 濱田正美 (1993) 『塩の義務』と『聖戦』の間で『東洋史研究』52(2), 126-148.
- 堀 直 (1979) 清朝の回疆統治についての二、三の問題——ヤールカンドの一史料の検討を通じて——『史学雑誌』88(3), 1-36.
- 堀 直 (1998) ウプサラ大学所蔵の二片の回疆公文書『内陸アジア言語の研究』13, 71-82.
- 堀 直 (1999) トルファンの回子たち——嘉慶年間の軍機処文書の一端の紹介——『甲南大学紀要』文学編109, 64-84.
- 堀 直 (2001) 回疆社会経済史研究とマンジュ語史料——佐口透氏所蔵の一文書の紹介——『満族史研究通信』10, 82-109.
- 堀川 徹 (1993) ヒヴァ・ハーン国古文書コレクションの「発見」『窓』(ナウカ) 84, 2-5.
- 山田信夫(編著) (1993) 『ウイグル文契約文書集成』大阪.
- 李 進新 (1994) 新疆南部維吾爾族地区的瓦合甫制度問題『西域研究』94(2), 18-27.